

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

また、下記の役員等名簿に記載した者が排除措置対象者ではないことを、安芸警察署に照会することを承諾します。なお、当誓約書に違反があった場合や、その内容に偽りがあった場合の排除措置がとられ場合においても、異議申し立てを行いません。

田 野 町 長 様

法人名・商号・名称等

実印

役員等名簿

[illegible]

【備考】

(裏面)

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報、田野町個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の規定に基づき取り扱うものとし、田野町が田野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則に基づき実施する暴力団等の排除措置以外の目的には使用しません。また、田野町がこれらの情報をもとに安芸警察署から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

- 1 この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な(旧字体)字体で記載してください。
 - (1) 株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事
 - (5) 法人については、(1) から (4) までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 次に該当する場合は、(1) から (7) に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人を置く場合は、支配人
 - イ 田野町に事業所がある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
 - (9) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1) から (8) までに掲げる者のほか、管財人
- 2 新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

○田野町暴力団排除条例 (抜粋)
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 略

○田野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則 (抜粋)
(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、各号に定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

- (1) ～ (4) 略
- (5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員
 - ウ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力するものをいう。）
 - エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして町長が認めるもの
 - (ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの
 - (イ) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - (エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (キ) 役員等が、町との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの